

アピアランスケア用品購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者へのアピアランスケア用品購入費の一部を予算の範囲内において補助するため、補助金の交付に関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、がんの治療に伴う外見変貌を補完する医療用補整具（医療用ウィッグ又は乳房補整具。以下、「補整具」という。）を必要とする者に対して購入費の一部を補助することにより、がん患者の精神的・身体的・経済的負担を緩和し、がんとの共生社会の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 医療用ウィッグ

がん治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用するウィッグ(かつら)をいう。

(2) 乳房補整具

外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着、補整パッド又は人工乳房をいう。

(対象者)

第4条 この事業による補助を受けることができる対象者（以下「対象者」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 第6条に基づく交付申請日時点で本市に住民登録を有する者

(2) がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている者

(3) がん治療に起因する脱毛又は外科的治療等による乳房の変形に対する補整具を購入していること。

(4) 過去に県内市町村において、同種の補整具について補助金を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、下表に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付回数は、第4条に定める対象者1人につき、補整具の種類ごとに1回とする。

補助対象経費	補助金の額
医療用ウィッグの購入費 ※全頭用、部分用いずれも対象とし、毛付き帽子は対象外とする。ウィッグと同時に申請する場合のみ、頭皮保護用ネットも対象とする。	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数が生じたときはその端数は切り捨てる（上限2万円）
補整下着、補整パッド又は人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）の購入費	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数が生じたときはその端数は切り捨てる（上限2万円）

（交付申請及び実績報告）

第6条 申請者は、市長に対し、アピアランスケア用品購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号、以下「申請書」という）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) がん治療を受けた又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類
 - (2) 補整具の購入に係る領収書
 - (3) 必要に応じて、申請者と対象者の関係を確認するための書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請書の提出期限は、補整具を購入した日の翌日から1年以内とする。
- 3 対象者が未成年者の場合、現に監護する保護者等が申請者となる。

（交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条に定める書類を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、アピアランスケア用品購入費補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないと決定したときには、アピアランスケア用品購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の申請書類に記載された内容について審査するために、住民基本台帳情報を閲覧するとともに、必要に応じて関係機関へ問い合わせることができるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する交付決定通知書により通知した場合、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、第7条の規定により交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合、その交付決定を取り消すことができる。

(1) 第4条で定める対象者でないことが明らかになったとき。

(2) 提出された申請書類等に虚偽又は不正が判明したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、アピアランスケア用品購入費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとし、既に補助金が交付されているときは、当該交付を受けた対象者に対し返還を命ずるものとする。

（台帳の整備）

第9条 市長は、補助金の交付の決定の状況を明らかにしておくため、台帳（様式第5号）を備え、必要な事項を記載しておくこととする。

（実施細則）

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。